

ECサイト活用補助金

新たにECサイトにおいてオンライン販売・決済を行うためのサイト構築や利用に必要な初期登録費用の一部を補助します。

補助内容

対象者

中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者で、本社、本店または主たる事業所を区内に有する者

対象経費

- ・独自ECサイト構築費用
- ・モール型ECサイトへの初期登録費用

補助率

対象経費の10/10

限度額

6万円

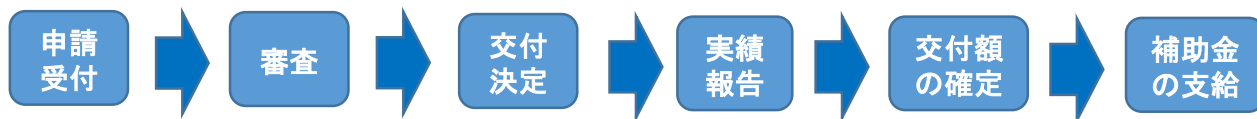
補助対象期間

令和3年1月7日から令和4年3月31日まで

- ※ 国、地方公共団体その他の機関等が実施する類似の補助を受けているときまたは受けようとするときは、当該補助に係る金額を補助対象経費から除外します。
- ※ 令和4年3月31日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

申請方法

申請書に必要書類を添えて、下記問合せ先にお申し込みください。



提出書類

区所定の①中央区ECサイト活用補助金交付申請書
②補助事業計画書③補助対象経費の金額および内容がわかるもの

- ※ 詳細は中央区ホームページをご確認ください。
[トップページ] → [商工業] → [企業の振興と助成] → [中央区ECサイト活用補助金]

【問合せ先】

中央区区民部商工観光課
中小企業振興係

〔TEL〕

03-3546-5487

〔受付時間〕

9:00～17:00(土日祝除く)